

(その1)

# 収支報告書

会計	繰越	決算	総記	○	○
⊕	⊕	⊕	⊕	○	○

平成30年分  
開催分

(ふりがな) ゆうしかい  
1 政治団体の名称 雄志会

2 主たる事務所の所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲814-1

3 代表者の氏名 玉木 雄一郎

4 会計責任者の氏名 有塚 照夫

事務担当者の氏名

(電話) 安西 博子  
0879-43-0280

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 玉木 雄一郎	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 玉木 雄一郎	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目) _____	
公職の種類 (現職・候補者の別) _____	
公職の候補者の氏名(3人目) _____	
公職の種類 (現職・候補者の別) _____	



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

1963

105540

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	10,353,781
(前年からの繰越額)	10,006,771
(本年の収入額)	347,010
支 出 総 額	9,663,248
翌年への繰越額	690,533

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	347,009	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	347,009	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	347,009	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	1	
	合 計	1	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	希望の党香川県衆議院第2選挙区支部	347,009	H30/5/6	香川県さぬき市寒川町石田東甲814-1	玉木雄一郎	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	347,009				
	その他の寄附	0				
	合 計	347,009				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	206,146		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	595,932		
(4) 事 務 所 費	527,794		
小 計	1,329,872	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	313,490		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	19,886		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	8,000,000		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	8,333,376	0	
合 計	9,663,248		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	文具代	129,951	H30/1/10	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
2	文具代	34,024	H30/1/29	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
3	文具代	27,712	H30/2/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
4	文具代	19,025	H30/3/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
5	文具代	23,901	H30/4/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
6	文具代	27,629	H30/5/28	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
7	録音機等	15,412	H30/5/31	amazon.co.jp	千葉県市川市塩浜2-13-1	
8	文具代	21,244	H30/6/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
9	文具代	18,427	H30/7/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
10	文具代	14,674	H30/8/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
11	文具代	94,377	H30/10/19	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
12	文具代	18,361	H30/11/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
13	文具代	32,838	H30/12/27	アカマツ(株)高松営業所	香川県高松市林町2570-5	
14	新聞代	21,840	H30/9/28	(株)新日本海新聞社	大阪府大阪市北区中津6-7-1	
15						
	この頁の小計	499,415				
	その他の支出	96,517				
	合 計	595,932				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機使用料	33,105	H30/1/22	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
2	コピー機使用料	10,427	H30/2/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
3	コピー機使用料	26,792	H30/3/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
4	コピー機使用料	27,407	H30/4/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
5	コピー機使用料	25,884	H30/5/21	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
6	コピー機使用料	26,268	H30/6/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
7	コピー機使用料	27,180	H30/7/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
8	コピー機使用料	18,581	H30/8/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
9	コピー機使用料	12,222	H30/9/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
10	コピー機使用料	11,735	H30/11/20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
11	コピー機リース料	13,500	H30/1/4	リコーリース(株)	東京都江東区東雲1-7-12	
12	コピー機リース料	13,500	H30/2/5	リコーリース(株)	東京都江東区東雲1-7-12	
13	コピー機リース料	13,500	H30/3/5	リコーリース(株)	東京都江東区東雲1-7-12	
14	コピー機リース料	13,500	H30/4/4	リコーリース(株)	東京都江東区東雲1-7-12	
15	コピー機リース料	13,500	H30/5/7	リコーリース(株)	東京都江東区東雲1-7-12	
	この頁の小計	287,101				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	コピー機リース料	13,500	H30/6/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
17	コピー機リース料	13,500	H30/7/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
18	コピー機リース料	13,500	H30/8/6	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
19	コピー機リース料	13,500	H30/9/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
20	コピー機リース料	12,420	H30/10/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
21	コピー機リース料	12,960	H30/11/5	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
22	コピー機リース料	12,960	H30/12/4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
23	NHK受信料	37,980	H30/4/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
24						
25						
	この頁の小計	130,320				
	その他の支出	110,373				
	合 計	527,794				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	313,490				
	合計	313,490				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	19,886				
	合 計	19,886				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	寄附	8,000,000	H30/12/30	国民民主党香川県第2区総支部	香川県さぬき市寒川町石田東甲814-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	8,000,000				
	その他の支出	0				
	合 計	8,000,000				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和1年 5月 16日

政治団体の名称 雄志会

会計責任者の氏名 有塚 照夫  (印)

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)  
(印)

## 政治資金監査報告書

令和 / 年 5 月 / 6 日

雄志会

代表 玉木 雄一郎 殿

登録政治資金監査人

登録番号

国 敏

第 1898



研修了年月日

平成 21 年 7 月 17 日

### 1 監査の概要

- 
- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき雄志会の平成 30 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに該当収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- 
- (4) この政治資金監査は、雄志会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定

する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

雄志会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、雄志会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上